

佐野市みかもクリーンセンター余熱利用施設

指定管理者 募集要項

令和 8 年 7 月

栃木県佐野市農林環境部
衛生施設課

目 次

1	指定施設の概要等	2～3ページ
2	応募資格等	4～5ページ
3	指定期間	6ページ
4	指定管理者が管理する施設の管理基準	6～7ページ
5	指定管理者が行う業務の範囲	8ページ
6	リスク分担	9～10ページ
7	指定管理料等について	11～13ページ
8	審査基準・選定方法	13～15ページ
9	選定結果の通知	16ページ
10	基本協定・年度協定の締結	16ページ
11	指定辞退・協定締結拒否等の際の賠償責任	16ページ
12	指定管理者の指定の取消し	16ページ
13	指定までのスケジュール	16～17ページ
14	応募手続等	17～18ページ
15	問い合わせ先及び書類の提出先	18ページ

【添 付 書 類】

- 添付1 佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例
- 添付2 佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
- 添付3 佐野市みかもクリーンセンター余熱利用施設条例
- 添付4 佐野市みかもクリーンセンター余熱利用施設条例施行規則
- 添付5 佐野市行政財産使用料条例
- 添付6 説明会（現地見学会）参加申込書
- 添付7 指定管理者の応募に関する質問書

【資 料】

- 資料1 佐野市みかもクリーンセンター余熱利用施設指定管理者業務仕様書
- 資料2 佐野市みかもクリーンセンター余熱利用施設備品一覧

【別 紙】

- 別紙1 佐野市みかもクリーンセンター余熱利用施設の維持管理及び運営に関する業務基準
- 別紙2 令和6年度佐野市みかもクリーンセンター余熱利用施設運営管理費実績
- 別紙3 佐野市みかもクリーンセンター余熱利用施設指定管理料上限額算定表

【提出書類様式等】

- 「提出書類一覧」及び「提出書類様式」
- 様式第1号～第6号

佐野市みかもクリーンセンター余熱利用施設指定管理者募集要項

佐野市が設置している、佐野市みかもクリーンセンター余熱利用施設（以下「指定施設」という。）について、佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、指定施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができる指定管理者を募集します。

1 指定施設の概要等

指定施設は、市民の健康の維持及び増進、市民相互のふれあい及び交流の促進並びに地域の活性化を図ることを目的として設置されています。

- (1) 所在地 佐野市町谷町 1126 番地 6
- (2) 施設名称 佐野市みかもクリーンセンター余熱利用施設
みかもリフレッシュセンター
- (3) 敷地面積 29,358 m²（法面を除く面積 23,335 m²）
- (4) 開設時期 平成 21 年 4 月
- ①構 造 鉄骨造 2 階建
- ②延床面積 3,342.21 m²（屋外附属施設を含め 3,554.90 m²）
- ③建築面積 2,447.63 m²（屋外附属施設を含め 2,650.82 m²）
- ④熱 源 ごみ焼却余熱の高温水を利用
- ⑤施設内容
ア 屋内施設

区分	主要施設内容
プールゾーン	25m温水プール（5 コース、水深 1.1m）、 子供プール（水深 0.4m）、 リラクゼーションプール、トレーニングルーム、スタジオ 等
温浴施設ゾーン	内風呂（主浴槽、マッサージ浴槽、冷水浴槽、高温サウナ、洗い場）、 露天風呂（温泉浴槽、薬湯、壺湯、スチームサウナ）、 脱衣室、多目的風呂、リラクゼーションルーム 等
多目的ゾーン	大広間（100 畳）、休憩室（和室 10 畳×2 室）、 食堂（現在は自動販売機コーナーとして利用）・厨房 等
管理ゾーン	事務室、会議室、プール監視員室・救護室 等
共用ゾーン	エントランスホール、ロビー・ラウンジ、 バリアフリースイレ 3 箇所（うちオストメイト付 1 箇所）、 エレベータ 2 基（うち車椅子仕様 1 基） 等

イ 屋外施設

区分	主要施設内容
多目的広場	多目的運動場（人工芝、夜間照明付）、芝生広場、遊具、四阿、 管理棟（バリアフリースイレ 1 箇所） 等
駐車場 等	駐車場（普通車 215 台、大型バス駐車場に一部転用可）、 車いす使用者用 7 台、無料巡回バス用 1 台、自転車置場 等

(5) 利用状況

令和3年度から令和7年度までの利用人数及び利用料金等を以下に示します。
 ※令和3年度から令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、
 施設の利用を制限または利用を中止した期間があります。

①屋内施設

ア 営業日数及び利用人数

区 分 年 度	営業日数 (日)	月額利用 (件)	都度利用 (件)	専用利用・ その他 (件)	合計 (件)
令和3年	290	144,890	32,823	301	178,014
令和4年	332	184,169	45,560	486	230,215
令和5年	333	206,517	57,990	333	264,840
令和6年	331	221,218	59,321	473	281,012
令和7年	332	230,107	60,578	481	291,166

イ 利用料金収入 (自主事業に伴う収入を含まず) (円)

利用料金 年 度	月額利用	都度利用	専用利用	その他	合 計
令和3年	28,118,057	13,198,170	202,464	21,206,953	62,725,644
令和4年	39,043,008	18,325,522	48,470	1,149,380	58,566,380
令和5年	45,765,272	23,298,992	31,420	440,423	69,536,107
令和6年	49,622,225	23,192,196	90,560	1,100,546	74,005,527
令和7年	49,753,042	23,606,734	53,130	1,144,952	74,557,858

②屋外施設 (多目的運動場)

ア 営業日数及び利用人数

区 分 年 度	営業日数 (日)	月額利用 (件)	都度利用 (件)	専用利用・ その他 (件)	合計 (件)
令和3年	313	975	668	5,842	7,485
令和4年	363	1,228	312	6,420	7,960
令和5年	363	1,067	101	6,868	8,036
令和6年	349	215	111	753	1,079
令和7年	332	179	147	857	1,183

イ 利用料金収入 (自主事業に伴う収入を含まず) (円)

利用料金 年 度	月額利用	都度利用	専用利用	その他	合 計
令和3年	1,105,500	544,440	5,823,320	3,338,584	10,811,844
令和4年	1,751,200	261,130	6,505,992	45,760	8,564,082
令和5年	1,243,000	84,490	6,588,908	53,680	7,970,078
令和6年	1,822,700	67,220	1,512,682	0	3,402,602
令和7年	1,555,400	85,970	1,449,943	3,520	3,094,833

2 応募資格等

応募資格は次の各号を全て満たすものとし、指定管理開始前及び開始後において、資格を失効または取得できず、市が指定を取り消すときは、その損害の賠償を請求する場合があります。

(1) 応募資格

①個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

②団体又はその代表者が、次に掲げる事項に該当しないこと。

- ・市長、副市長若しくは教育委員会の教育長若しくは委員又は市議会議員が代表者等の役員、顧問その他の職に就いている団体（資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）の2分の1を超える額を、その団体が出資しているもの又はその団体に出資しているものを含む。）。ただし、市が資本金等の2分の1以上を出資している団体及び公共的団体を除く。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをしている団体又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てをしている団体
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う団体（以下「暴力団等」という。）又は代表者その他の役員が同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団等の関係者である団体
- ・佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年9月26日条例第237号）第13条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない団体
- ・地方自治法施行令第167条の4及び佐野市競争入札参加者指名停止要綱の規定に該当するもの
- ・国税、県税、市税に未納（納期限が到来していないものを除く）があるもの

③維持管理業務及び運営業務を実施するにあたり、必要な資格・専門性を有する団体であること。

④直近3年間に指定施設と同規模施設で、温水プール、トレーニングルーム及び温浴施設がある公共施設の維持管理業務及び運営業務の指定管理者実績を有する団体であること。

⑤運営業務については、「佐野市みかもクリーンセンター余熱利用施設条例」に基づく月額利用制度を適切に運用するため、月額登録制を採用する公共施設の運用実績を有する団体であること。

⑥複数の団体が共同事業体を構成して応募する場合には、あらかじめ共同事業体結成の協定書により定められた代表者が申請手続きを行うものとする。なお、共同事業体の条件は次のとおりとし、応募後の構成員の変更は認められない。

- ・構成員は、同一の公の施設への応募に関し、複数の共同事業体の構成員となることができません。
- ・共同事業体内の責任の所在及び業務分担等を明確化するために、構成団体間で

「共同事業体協定書兼委任状」を締結するものとします。

- ・代表者を含むすべての構成員が、応募資格の（１）①②および（２）の要件を満たす必要があります。かつ、（１）③④⑤の要件については、条件を満たす構成員がグループ内に含まれ、共同事業体全体としてすべての要件を満たしている必要があります。

（２）応募時点の要件

令和５年７月１日から募集開始日（令和８年７月１日）までの期間において、市長、副市長若しくは教育委員会の教育長若しくは委員又は市議会議員が、応募団体（※）の代表者等の役員、顧問その他の職に就いていたことがある場合は、指定管理者の候補者として選定しません。

※ここでいう「応募団体」とは、佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第２条の２第１項第１号の「欠格事由」に該当する団体に準じます。

したがって、

- ①「資本金等の２分の１を超える額を、その団体が出資しているもの又はその団体に
出資しているもの」を含みます。
- ②「市が資本金等の２分の１以上を出資している団体及び公共的団体」は除きます。

【留意事項】

本要件は応募時点での要件とし、指定管理者の候補者として選定された後は、本要件は適用しません。

（例）指定管理者の候補者として選定された日以降に行われた市長選挙、市議会議員選挙において当選した者が、令和５年７月１日から募集開始日（令和８年７月１日）までの期間に申請団体の代表者等の役員、顧問その他の職を務めていた場合であっても、欠格とはなりません。

ただし、手續条例第２条の２第１項第１号の「欠格事由」は引き続き適用されます。したがって、新たに市長や市議会議員に当選した者が、指定管理者である団体等（指定管理者候補者も含む）の役員等に現職として就いている場合、市長や市議会議員に就任する日の前日までに当該役員等を辞職しないと、手續条例第２条の２第１項第１号の「欠格事由」に該当し、指定管理者である団体等は欠格となることから、指定が取り消されることとなります。

3 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とします。

ただし、佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第13条に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

なお、この指定期間は議会の議決により変更になる場合があります。

4 指定管理者が管理する施設の管理基準

指定管理者は次に掲げる管理基準に従い、指定施設の適正な管理を行うものとします。

(1) 利用時間及び休館(場)日

佐野市みかもクリーンセンター余熱利用施設条例で定める日。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときには、市長の承認を得て利用時間の変更、又は休館(場)日の変更、あるいは休館(場)日を臨時に定めることができます。

(2) 関係法令等の遵守

関係法令及び条例等を遵守し、指定施設の適正な管理を行うこととします。

①地方自治法や労働関係法令、佐野市みかもクリーンセンター余熱利用施設条例などの関連する法令等を遵守し、業務を行ってください。

②指定管理者が行う利用の許可などの条例に基づく処分については、佐野市行政手續条例が適用されます。

(3) 質の高いサービスの提供

公の施設である指定施設の設置目的と役割を十分に理解し、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立ったサービスを提供できるよう、物的能力及び人的能力の確保に努めてください。

また、指定施設の設置目的等を損なわない範囲で、指定管理者自らが自主的にサービスを提供することができます。ただし、その場合は市と協議してください。

(4) 平等・公平な取扱い

指定施設は、市民の福祉を増進させる目的をもってその利用に供するための「公の施設」であり、その利用に際しては平等かつ公平な取扱いをしてください。

また、「正当な理由」がない限り、施設の利用を拒むことはできません。

(5) 適切な指定施設の維持管理

施設設備及び備品について、指定施設の機能を最大限発揮できるよう、適切な維持管理を行ってください。

また、指定施設の設置目的等を損なわない範囲で、原則、指定期間終了時に原状回復することを条件に、指定管理者が自主的に施設・設備の一部を変更、改修、整備することができます。ただし、その場合は市と協議してください。

(6) 守秘義務

指定施設の管理運営上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、自己の利益のために利用することはできません。指定期間が終了した後、又は指定の取消後も同様です。

(7) 個人情報の保護

指定管理者が行う公の施設の管理に係る個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定が適用されます。個人情報の取扱いに関する管理規程を定めるなど、個人情報の保護対策を十分に行ってください。そのため、現指定管理者が取得した会員情報を含む個人情報は、次の指定管理者に、原則として引き継ぐことはできません。

(8) 情報公開

佐野市情報公開条例（平成17年佐野市条例第8号）の趣旨に従い、公の施設の管理のために作成し、又は取得した文書等であって、業務に従事している者が組織的に用いるものとして保有している文書等について、以下の情報に該当する場合等を除き、公開するものとします。

- ・個人のプライバシーを侵害するおそれのある情報
- ・他の法人等の事業活動に関する情報で、公開すると法人等の正当な利益を明らかに害すると認められる情報
- ・公開することにより、人の命、身体、財産等の保護、犯罪の予防等に支障をきたすおそれのある情報
- ・その他、公開することにより、事業の適切な運営に支障を及ぼすおそれのある情報

(9) 文書等の管理について

指定管理業務を円滑に実施するため、指定管理業務を開始する前の時期までに、文書等の管理に関する規程及び管理帳簿書類を作成し、適切に管理・保存してください。また、指定期間終了後に、市の指示に従い引き渡してください。

(10) 防災・安全対策の実施及び非常時の危機管理体制の確立

利用者の安全を確保するため、適切な防災・安全対策を講じてください。また、地震などの災害や事故・事件などの発生時において、市をはじめ警察・消防等との連携をとりながら適切に対応できるよう、万全の危機管理体制を確立してください。なお、大規模な災害が発生した場合は、市の災害対策に協力してください。

(11) 市及び教育委員会等が実施する事業への協力

市及び教育委員会等が指定施設において実施する事業については、積極的に支援、協力してください。

(12) 環境問題への取組み

地球規模の環境保全のため、市が取り組んでいる温室効果ガスの排出量の削減、再生可能エネルギーの利活用推進、省エネルギー、省資源等への取組みに協力してください。

(13) 調査・報告への協力

指定施設に係る市、県、国等が実施する各種調査・報告については、速やかに対応してください。

※詳細は、業務仕様書を参照してください。

5 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとします。なお、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わすことはできません。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に市との協議が必要です。

(1) 運営管理に関すること

- ①人員配置
- ②職員の研修
- ③利用料金に関する業務

(2) 利用の許可等に関すること

- ①利用申込の受付、許可等
- ②利用の変更、取消し等
- ③特別の設備の設置等の許可

※令和9年3月31日以前において、受付した予約などは引き継ぐこととし、管理者の変更により利用者が不利益を被らないようにしてください。

(3) 施設及び設備の維持管理に関すること

- ①建築物保守管理業務
- ②建築設備保守管理業務
- ③外構保守管理業務
- ④多目的運動場維持管理業務
- ⑤備品等保守管理業務
- ⑥清掃業務
- ⑦環境衛生管理業務
- ⑧植栽維持管理業務
- ⑨警備業務
- ⑩その他本事業で必要な業務

(4) 施設の運営に関すること

- ①施設管理業務
- ②プールゾーン運営業務
- ③温浴施設ゾーン運営業務
- ④多目的ゾーン運営業務
- ⑤管理・共用ゾーン運営業務
- ⑥屋外施設運営業務
- ⑦その他本事業で必要な業務

(5) その他

- ①緊急時の対応
- ②事業の広報等
- ③各種要望やクレーム対応処理

※詳細は業務仕様書を参照してください。

6 リスク分担

社会情勢や環境の変化などに伴い、新たな経費等を要することとなった場合、その負担については、原則として次の表に掲げる内容に基づくものとします。なお、リスク分担表に無い項目や、内容に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ解決するものとします。

リスク分担表（負担者に○）

No	項 目		リ ス ク 分 担 の 内 容	負 担 者	
				市	指 定 管理者
1	募集要項・仕様書		募集要項・仕様書等、市が作成した内容の修正・変更に関するもの	○	
2	応募		事業計画書等、指定管理者が提案した内容の不備、誤りに関するもの		○
			応募費用に関するもの		○
3	法令等の変更		指定施設の管理・運営業務に影響を及ぼす法令の変更によるもの	○	
			指定管理者自身に影響を及ぼす法令の変更によるもの		○
4	物価・金利の変動		物価・金利の変動による経費・収入の変動		○※
5	需要変動		施設競合等による需要の変動		○
6	施 設 ・ 設 備 の 損 傷	修繕等 費用	施設・設備等の劣化及び特定できない第三者による行為（1件100万円未満のもの）		○
			トレーニング器具の劣化及び特定できない第三者による行為		○
			指定施設の備品の劣化及び特定できない第三者による行為		○
			指定管理者所有の車両及び作業用機械の劣化及び特定できない第三者による行為		○
			施設等の劣化及び特定できない第三者による行為（上記以外のもの）	○	
			指定管理者の責めに帰すべき事由による事故・火災等による施設等の損傷		○
			市の責めによる事故・火災等による施設等の損傷	○	
			管理上の瑕疵による損傷		○
			施設の構造上の瑕疵によるもの	○	
7	政治・行政的理由による事業の変更		政治、行政的理由により業務の全部又は一部を中止、または業務内容を変更したもの	○	
8	計画変更		市の指示によるもの	○	
			上記以外（指定管理者の提案を受け、市の承認を得たものを含む）		○

9	許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延、失効等（市が取得すべきもの）	○	
		上記以外のもの		○
10	運営リスク	管理上の瑕疵による業務中止など		○
		市が所有する施設・機器の構造上の瑕疵を原因とする改修等による経費の増加、業務中止など	○	
		指定管理者の提案による自主事業等に関わるもの		○
11	セキュリティー	指定管理者の警備不備による情報漏えい・犯罪発生等		○
		上記以外のもの	○	
12	第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべきもの		○
		上記以外のもの	○	
13	事業運営	指定管理者の事由による事業内容・用途の変更等に伴う、事業の遅延、運営費の増加に関するもの		○
		市の事業内容・用途の変更等に伴う、事業の遅延、運営費の増加に関するもの	○	
14	利用者への対応	管理業務内容に対する施設利用者等からの反対、訴訟、要望に関するもの	○	
		地域・市民への対応、協調		○
		管理業務に関し施設利用者への対応に関するもの		○
15	不可抗力	天災・暴動等による履行不能等	○	
16	債務不履行	指定管理者の事業放棄・破綻によるもの		○
		市の方針転換、その他手続の遅延等によるもの	○	
17	事業終了時	管理終了時の撤収、現状復帰に関わる費用		○

※指定管理業務に伴う費用として、公共料金等の他からの調達が困難なものの価格上昇や、著しい価格上昇等により業務の継続が困難と認められる場合に限り、協議を行うものとします。

7 指定管理料等について

(1) 指定管理者は、会計年度(4月1日から翌年の3月31日)ごとに市が支払う指定管理料により、管理基準及び業務の範囲に定める全ての管理運営を行います。

①指定管理料の予定金額

指定の期間(5年間)合計の指定管理料は、次に掲げる金額以内とします。

なお、この提示した金額又は事業者より提案された金額は、議会の議決を得るにあたり変更になる場合があります。

指定管理料：819,066,000円(5年間の指定管理料上限、税込)

※消費税及び地方消費税については、10%で計算しております。増減税があった場合は指定管理料も準じて増減となります。

②市が支払う指定管理料に含まれるもの

・人件費

・物件費 消耗品費、修繕費(施設・設備については1件につき100万円未満のもの)、光熱水費(事業者の自主事業に係る食堂・厨房、売店コーナー、自動販売機、その他提案された事業の施設に必要な光熱水費は、事業者の負担)、保守管理費、備品購入費(トレーニング器具のリニューアル費用及び詳細は別紙記載のとおり)、警備費等の維持管理・運營業務に要する経費

※修繕費は一事業年度ごとに不用額を返還することとします。収支計画書(様式第5号)に記載された修繕費の予算額は、金額を変更せずに積算してください。

※トレーニング器具及び施設の備品、指定管理者所有の車両及び作業用機械の修繕費については、金額を問わず指定管理者の負担となります。

※トレーニング器具のリニューアルは「購入」によるものとし、現行品と同等以上の性能を持つ製品を導入(設置・処分費込)してください。また、具体的な導入計画は、事業計画書(様式4号)及び収支計画書(様式5号)に記載してください。

・事務費

・事業費(事業者の自主事業等に係るものは含まない)

③物品の貸与

業務に要するもので施設に付帯している主要な物品については、市が無償で貸し付けます。

(2) 指定管理料は、会計年度ごとに市と指定管理者の協議に基づき決定します。

なお、原則的には提出された収支計画書が指定管理料のベースとなります。

(3) 施設の利用料金は、指定管理者の収入となります。

(4) 市が提案を求め、(又は指定管理者が提案し)審査により市が認めた指定管理者が行う自主事業の収入は、指定管理者の収入となります。

(5) 精 算

①原 則

指定管理業務を市が示した基準どおりに実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、経費の削減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、返還を求めないものとしますが、一事業年度の指定管理料のうち修繕費に不用額が生じた場合は、市に返還するものとします。また、利用料金収入額は、指定管理者が見込んだ金額を下回っても、市は不足額を補填しません。ただし、光熱水費の変動に伴い収支計画書との乖離が生じた場合や不可抗力により生じた損失については、市と指定管理者で協議し、精算することがあります。

②還元を求めるとき（利益が当該年度の指定管理料の1%を超えたとき）

本事業で得た利益は、利用料金収入の増加や経費の削減など指定管理者の経営努力によるものである一方で、公の施設の管理運営業務から生まれたものであることから、指定管理者は、一事業年度において、収入額（指定管理料を含む・自主事業収入は除く）が支出額（自主事業経費を除く）を上回り、その利益が当該年度の指定管理料の1%を超える場合は、超えた部分の30%以上を市に還元することを求めます。

還元額の計算方式

$$\text{還元額} = (\text{収入額} - \text{支出額} - \text{指定管理料} \times 1\%) \times 30\% \text{以上}$$

③自主事業に係る利益の還元

自主事業により得た収益は、原則として全額指定管理者の収益となりますが、当該収益の一部を市民サービスの向上を図る目的で、本市へ還元することを求めます。還元方法の提案については、事業計画書（様式第4号）へ記載してください。

- (6) 指定管理料は、会計年度ごとに指定管理者の請求に基づき四半期ごとに分割して支払います。支払い時期や額、方法は「年度協定」で定めます。ただし、備品購入費分の支払いについては、市と協議の上決定するものとします。
- (7) 指定期間中に施設等の更新や休止・廃止等する場合は、指定管理料を変更する場合があります。
- (8) 法人税等について、指定管理者は①法人等にかかる市・県民税、②新たに設置した事業用資産にかかる固定資産税（償却資産）等の納税義務者となる可能性があります。①については佐野市役所市民税課、②については佐野市役所資産税課にお問い合わせください。なお、法人税、消費税等の国税については税務署、法人等にかかる県民税・事業税等の県税については、県税事務所へお問い合わせください。

(9) 区分会計の独立と管理口座

指定管理者は、自身の団体等と独立した会計帳簿類及び経理規程を設けると共に、指定管理業務に関する収入及び支出については、団体自身の口座とは別の口座で管理してください。また、他の「公の施設」の指定を受けている場合、他の「公の施設」の管理口座とは別の口座で管理する必要があります。

8 審査基準・選定方法

(1) 基本的な考え方

公の施設は、住民の福祉を増進する目的を持って、住民の利用に供するために普通地方公共団体が設けるものです。また、指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、コストの縮減等を図ることを目的とするものです。

そこで、指定管理者制度の趣旨や施設の設置目的を十分に理解し、公正かつ適正な管理運営の下、より効果的、効率的に管理運営を行うことができる指定管理者の候補者を選定するため、次のとおり審査方法等を定めます。

(2) 選定方法

提出された申請書の審査については、応募資格等に該当するかどうかを審査する一次審査と、一次審査を通過した応募者について、事業計画書等の内容を審査する二次審査を行います。二次審査は申請者からのプレゼンテーションを踏まえて採点を行います。

審査は、副市長（委員長）、行政経営部長（副委員長）、総合政策部長、学識経験者で構成する選定委員会において非公開で行います。（審査結果については、後日公開いたします。）

(3) 審査基準

一次審査及び二次審査の審査基準は次のとおりです。

一次審査（資格及び書類審査）

No	審 査 項 目
1	個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること
2	業務仕様書に記載する管理運営に必要な免許・資格を有していること 又は、指定管理者の候補者に選定された場合、速やかに必要免許・資格を取得することが可能なこと
3	市長、副市長若しくは教育委員会の教育長若しくは委員又は市議会議員が代表者等の役員、顧問その他の職に就いている団体（資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）の2分の1を超える額を、その団体が出資しているもの又はその団体に出資しているものを含む。）でないこと（ただし、市が 資本金等の2分の1以上を出資している団体及び公共的団体を除く）
4	会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをしている団体又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てをしている団体でないこと
5	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う団体（以下「暴力団等」という。）又は代表者その他の役員が同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団等の関係者である団体でないこと
6	佐野市公の施設に関わる指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年9月26日条例第237号）第13条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない団体でないこと
7	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び佐野市競争入札参加者指名停止要綱の規定に該当しない団体であること
8	国税・県税・市税に未納（納期限が到来していないものを除く。）がないものであること
9	共同事業体である場合、募集要項に記載された共同事業体の要件を満たしていること
10	提出書類等が募集要項、業務仕様書、業務基準の内容を満たしていること

二次審査（提案内容等による審査）

事業者より提出された事業計画書を審査し、選定委員会当日に行われるプレゼンテーション、ヒアリングの内容を加味して採点、選定を行います。審査における基準及びその観点は次のとおりです。

審査基準及び審査の観点	配 点
(1) 利用者の平等利用が確保されること	
① 平等利用を確保するための体制、モニタリングなど	5
② 情報公開、広報の方策	5
③ 個人情報保護体制及び取組み（プライバシーマークの取得など）	5
(2) 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮できるものであること	
① 利用者に対するサービス向上の方策	5
② サービスの質を確保するための体制、モニタリングなど	5
③ 利用促進・利用者を増やすための方策	5
④ 利用者ニーズ、苦情などの把握方法及び対応方策など	5
⑤ 事業計画の実現性	5
(3) 企画提案事業及び自主事業の提案内容と考え方	
① 多目的ゾーン（大広間等）を活用した企画提案事業の内容	5
② 屋内・外施設での自主事業（提案プログラム等）の提案内容と考え方	5
(4) 事業計画書における管理経費の縮減や収支の妥当性について	
① 指定管理料の設定額、妥当性（サービスとコストのバランスなど）	5
② 収支計画書の妥当性、管理経費縮減の具体的方策、剰余金の還元に対する考え方	5
(5) 事業計画書に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること	
① 指定施設に類似する又は関連する事業、業務などの管理実績、知識	5
② 管理体制や人員配置の妥当性	5
③ 組織及びスタッフ（採用予定者も含む）の経歴、保有する資格、業務のバックアップ体制、ノウハウ、専門知識等を有しているか	5
④ 経営基盤の状況（事業者の経営状況、資本構成の安定性、経営危機に対する対応策（緊急資金、担保、保険等）	5
(6) 利用者の安全が確保できること	
① 利用者の安全確保のためのチェック体制、方策	5
② 施設・設備の保守点検体制	5
③ 防犯・防災に対する取組み	5
④ リスクへの対応能力（防止策、感染症、非常時の対応マニュアル等）	5

9 選定結果の通知

一次審査の結果については、応募のあった事業者のうち、失格の場合のみ10月上旬までに文書で通知します。

二次審査の結果については、応募した全ての事業者に11月上旬までに「指定管理者の候補者選定（不選定）通知書」を通知します。

なお、指定管理者の指定にあたっては、議会の議決を経て決定となります。「指定管理者の候補者選定通知」をもって、指定管理者として指定されることを約束するものではありません。

10 基本協定・年度協定の締結

市議会における指定議案の議決後、従来の管理委託における委託契約書に代わるものとして、市と指定管理者との協議に基づき、指定期間共通の①基本協定と、年度ごとに決定する指定管理料の額や特記事項等について定める②年度協定を締結します。

11 指定辞退・協定締結拒否等の際の賠償責任

指定管理者の候補者として選定された事業者は、正当な理由なく指定の辞退または協定の締結を拒否した場合、市に生じた賠償責任を負うものとします。

12 指定管理者の指定の取消し

適正な管理に重大な支障が生じ、又は生じるおそれがある場合は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

13 指定までのスケジュール

（１）募集要項の公表・配布

令和8年7月1日（水）～令和8年8月21日（金）

市ホームページに掲載。

次の窓口において、配布いたします。

・農林環境部 衛生施設課（佐野市町谷町206番地13）

※ただし、土・日曜日及び祝日を除く午前9時00分から午後5時00分までとします。質問の受付等についても同様です。

（２）現地説明会の開催

・日時：令和8年7月17日（金）午前10時00分から

・会場：みかもリフレッシュセンター1階大広間において、開催します。

・参加希望者は、現地説明会参加申込書（添付書類6）を7月10日（金）午後5時00分まで（必着）に衛生施設課へ郵送・FAX・電子メール又は持参により申込みをしてください。（申込みが、FAX・電子メールの場合は、電話で受信確認の連絡を取ってください。）参加者は1団体3名までとします。

※申請予定の団体は、参加をお願いします。

(3) 質問受付期間

- ・令和8年7月21日（火）～令和8年7月27日（月）午後5時00分必着
- ・質問書（添付書類7）により質問の内容を簡潔にまとめて衛生施設課へ、郵送・FAX・電子メール又は持参により提出してください。
- ・質問の回答については、8月7日（金）までに市ホームページに掲載します。

(4) 指定管理者指定申請書受付期間

- ・令和8年8月24日（月）～令和8年8月27日（木）
- ・申請書の提出は、この期間内に直接、申請書を衛生施設課窓口を持参してください。（郵送・FAX・電子メール等での受付はいたしません）

(5) 一次審査（資格審査等） 令和8年9月上旬

(6) 二次審査（提案内容等の審査） 令和8年10月中旬

(7) 選定結果の通知・公表 令和8年10月中旬～11月上旬
選定結果については、選定・不選定いずれの場合においても応募者全員に通知し、指定管理者の指定については公表します。

(8) 市議会へ指定議案を上程 令和8年12月

(9) 指定の通知 令和8年12月下旬

(10) 基本協定の締結 令和9年1月以降

(11) 事務引継 基本協定の締結後

(12) 年度協定の締結 令和9年4月1日（木）

14 応募手続等

(1) 応募書類等の提出方法等

市のホームページ又は衛生施設課で書類を入手し、衛生施設課へ直接提出してください。（郵送、FAX、電子メール等での受付はいたしません。）応募受付期間は、令和8年8月24日（月）から27日（木）までとします。（ただし、受付時間は午前9時00分から午後5時00分までです。）

なお、応募者から提出された書類は、公正な競争を妨げないようにするため、審査期間内は非公開とするとともに、一度提出された事業計画や管理運営費などの根幹に関わる内容の変更は認めません。

(2) 提出書類

別紙「提出書類一覧」及び「提出書類様式」のとおり

(3) 応募にあたっての留意点

①接触の禁止

選定委員、市職員その他本件関係者に対し、本件提案の審査に影響を与えるおそれのある接触を禁止します。なお、公平・公正な選定を害する働きかけ等が認められた場合、失格とすることがあります。

②重複応募の禁止

1 団体の応募は1施設につき1つとし、複数のグループの構成団体として同一の施設について応募することはできません。又、グループで応募を行った場合、グループを分割し又は個々の団体として同一施設に応募することはできません。団体又はグループが他の施設について応募することは差し支えありません。

③応募内容変更の禁止

応募書類等の内容を変更することはできません。（軽易なものを除く）

④虚偽の記載をした場合の無効

応募書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

⑤応募書類等の取扱い

応募書類等は理由の如何にかかわらず返却しません。

⑥応募の辞退

応募を行った後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出してください。

⑦費用負担

応募に関する費用は、すべて申請者の負担とします。

⑧応募書類等の取扱い・著作権

応募書類等の著作権は、各申請者に帰属します。なお、本施設の管理運営に関し公表する場合、その他市が必要と認める場合には、応募書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。

⑨追加書類の提出

市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合もあります。

⑩資料等の目的外使用の禁止

市が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了解を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

⑪公文書

応募書類は、佐野市情報公開条例（平成17年佐野市条例第8号）第2条に定める公文書にあたり、情報公開の対象になります。

15 問い合わせ先及び書類の提出先

佐野市 農林環境部 衛生施設課（担当：靱山、櫻井）

〒327-0812 栃木県佐野市町谷町206番地13

電話：0283-86-8170

FAX：0283-22-3593

e-mail：eisei@city.sano.lg.jp